

長岡工業高等専門学校共同研究取扱規程

平成18年12月21日 制 定
平成22年 3月 5日 一部改正
平成27年 3月13日 一部改正
令和元年 6月12日 一部改正

(趣旨)

第1条 長岡工業高等専門学校(以下「本校」という。)における企業等(民間, その他独立行政法人国立高等専門学校機構以外の外部の機関又は個人をいう。)と共同して行う研究(以下「共同研究」という。)の取扱いについては, 独立行政法人国立高等専門学校機構共同研究実施規則(機構規則第46号)及び独立行政法人国立高等専門学校機構間接経費取扱規則(機構規則第132号)その他法令に基づく特別の定めのあるもののほか, この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は, 次の各号に定めるところによる。

- 一 「共同研究実施者」とは, 共同研究を行おうとする企業等をいう。
- 二 「共同研究員」とは, 共同研究実施者が派遣した研究員をいう。
- 三 「共同研究担当者」とは, 共同研究を行う本校の教職員をいう。

(受入れの手続き)

第3条 共同研究の受入れにあたっては, 次の各号に定める事項を記載した共同研究申込書(様式第1号)を受理するものとする。

- 一 研究題目
- 二 研究目的及び内容
- 三 研究に要する経費
- 四 研究希望期間
- 五 派遣を希望する共同研究員の氏名等
- 六 希望する共同研究担当者
- 七 研究における役割分担
- 八 その他必要な事項

(受入れの決定)

第4条 校長は, 前条に定める共同研究申込書を受理したときは, 当該研究が本校の教育研究上有意義であり, かつ, 本校の教育研究に支障が生ずるおそれがないと認められる場合に, 受け入れを決定するものとする。

2 前項の決定にあたっては, あらかじめ地域創生教育研究推進室の意見を聴取するものとする。ただし, 特別の事情が認められず速やかに決定する必要がある場合においては, 事後の報告をもって代えることができるものとする。

3 校長は, 共同研究の受入れを決定したときは, 共同研究受入決定通知書(様式第2号)により共同研究担当者, 共同研究実施者及び契約担当役に通知するものとする。

(契約の締結)

第5条 契約担当役は、前条第3項の通知を受けたときは、速やかに契約を締結するものとする。

(研究指導料の納付)

第6条 共同研究員を受け入れる場合は、研究指導料を納付させるものとする。

2 共同研究員にかかる研究指導料の額は、6カ月につき21万円とし、月割計算はしないものとする。

3 前項により徴収した期間において、研究期間を延長することとした場合には、同一の共同研究員に係る研究料は改めて徴収しないものとする。

4 既納の研究指導料は、還付しないものとする。

(経費の負担)

第7条 本校は、本校所有の施設・設備を共同研究の用に供するとともに、本校の共同研究担当者の人件費、当該者が使用する本校の施設・設備の維持管理に必要な経常経費を負担するものとする。

2 共同研究実施者は、前項により本校が負担するもののほか、共同研究のために必要となる謝金、旅費、消耗品費、備品費等の研究費（以下「直接経費」という。）及び間接経費を負担するものとする。

3 間接経費は、間接経費取扱規則の定めるところとし、同規則第4条第3項に基づき、校長が定める適用率を別表のとおり定める。

4 本校は、共同研究の遂行に必要な経費を適切に分担する観点から、必要に応じ、予算の範囲内で、第2項の直接経費の一部を負担することができる。

(共同研究における設備等の取扱い)

第8条 共同研究実施者から納付された直接経費、間接経費及び研究指導料（以下「共同研究費用」という。）により、新たに取得した設備等の所有権は、特段の定めがない限り本校に帰属するものとする。

2 本校は、共同研究の遂行上必要な場合には、共同研究実施者から共同研究費用のほか、その所有する設備等を受け入れることができるものとする。

3 前項により共同研究実施者の所有の設備等を受け入れた場合には、本校が別に定める規程に基づき、管理するものとする。

(研究の中止又は期間の延長)

第9条 共同研究担当者は、天災その他研究遂行上やむを得ない事由により、当該共同研究を中止し、又は研究期間を延長する必要が生じたときは、直ちに共同研究中止・期間延長承認申請書（様式第3号）を校長に提出するものとする。

2 校長は、前項の規定による申請があった場合には、当該共同研究実施者と協議の上、当該研究の中止又は研究期間の延長を決定し、共同研究中止・期間延長決定通知書（様式第4号）により、共同研究担当者、共同研究実施者及び契約担当役に通知するものとする。

3 前2項により研究期間を延長した場合、契約担当役は、直ちに当該共同研究実施者と変更契約を締結するものとする。

(共同研究の中止等に伴う経費等の取扱い)

第10条 前条の規定により共同研究を中止した場合において、第7条第2項の規定により納付された共同研究費用の額に不用が生じたときは、不用となった額の範囲内でその全部又は一部を

共同研究実施者に返還するものとする。

- 2 共同研究を完了し、又は中止したときは、第8条第2項の規定により共同研究実施者から受け入れた設備を、当該時点の状態で共同研究実施者に返還することができるものとする。

(研究完了の報告等)

第11条 共同研究担当者は、当該共同研究が完了したときは、共同研究完了報告書(様式第5号)を速やかに校長に提出するものとする。

- 2 校長は、前項の規定による報告を受けたときは、共同研究完了通知書(様式第6号)により、契約担当役に通知するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年12月21日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に、独立行政法人国立高等専門学校機構長岡高等専門学校の組織及び運営に関する規則附則第3項の規定を適用して契約した共同研究契約は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この規程は、平成21年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表（第7条第3項関係）

| 区 分 | | 算定基準額 | 適用率 |
|-------------|---------|--------|---------|
| 民間企業等との共同研究 | 100万円未満 | 直接経費の額 | 100分の10 |